令和８年（家）第３０２１８号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍千葉県千葉市花見川区幕張本郷三丁目３０番
最後の住所千葉市花見川区幕張本郷３丁目３０番４号ライオンズマンション幕張本郷第３－５０５号
死亡の場所千葉県千葉市花見川区
死亡年月日令和７年２月３日
出生の場所山形県飽海郡吹浦村
出生年月日昭和２３年１２月１９日
職業　不明　被相続人　亡　谷川　良司
事務所　千葉市中央区新田町４番２２号　サンライト６０２　向井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　末吉　永久
催告期間満了日　令和９年３月１日
千葉家庭裁判所

令和８年（家）第２７５号
香川県善通寺市文京町二丁目１番１号
申立人　善通寺市　代表者市長　辻村　　修
本籍香川県善通寺市吉原町1361番地
最後の住所香川県観音寺市豊浜町姫浜101番地２　笑歩会　豊浜
死亡の場所香川県観音寺市
死亡年月日令和５年９月15日
出生の場所香川県善通寺市
出生年月日昭和30年３月24日
職業無職　　被相続人　　亡　秋山　浩二
香川県丸亀市本町25　久保ビル　馬場法律事務所
相続財産清算人　弁護士　馬場　俊夫
催告期間満了日　令和９年３月26日
高松家庭裁判所　　観音寺支部

令和８年（家）第７３７２号
愛知県愛西市雀ケ森町大縄場30番地
申立人　神田　勝彦
本籍愛知県中島郡祖父江町大字神明津７79番地
最後の住所不明
死亡の場所愛知県春日井市
死亡年月日平成７年１月３日
出生の場所名古屋市西区
出生年月日大正11年７月15日
職業不明　　被相続人　亡　黒田　敏子
事務所名古屋市中区新栄２丁目２番１号　イノフィスビル５階　大前法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大前　智仁
催告期間満了日　令和９年３月１日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第１５０８４号
新潟市中央区山二ツ4丁目4番60号
申立人　桜井　幸平
本籍東京都渋谷区笹塚3丁目26番
最後の住所新潟市中央区山二ツ1丁目2番6号
桜井マンション305号
死亡の場所新潟県新潟市中央区
死亡年月日令和7年7月4日
出生の場所熊本県下益城郡松橋町
出生年月日昭和23年10月6日
職業不詳　　被相続人　亡　光永　幸治
事務所新潟市中央区西堀前通一番町703番地西堀一番町ビル501号　エスペランサ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　宮川　貴浩
催告期間満了日　令和9年3月5日
新潟家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに、当裁判所に、権利を届け出てください。もし、下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（へ）第４号
東京都葛飾区高砂七丁目１番１０号
申立人　椎名　一郎
権利の届出の終期　令和８年１２月１５日
令和８年７月３０日　　都留簡易裁判所
（別紙）　目　録
１（１）土地の表示
所在　上野原市和見字丹野原
地番　４９番
地目　宅地
地積　２０８．２６平方メートル
（２）登記年月日番号
甲府地方法務局大月支局
明治４４年１０月１６日受付第１６１８号
（３）登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治４４年１０月１６日設定
小作料　１年２円
支払期　毎年１０月３０日
存続期間　２５年
永小作権者　北都留郡甲東村４５番戸
小俣彦一
２（１）土地の表示
所在　上野原市和見字丹野原
地番　５０番
地目　畑
地積　５２２平方メートル
（２）登記年月日番号
甲府地方法務局大月支局
明治４４年１０月１６日受付第１６１８号
（３）登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治４４年１０月１６日設定
小作料　１年２円５０銭
支払期　毎年１０月３０日
存続期間　２５年
永小作権者　北都留郡甲東村４５番戸
小俣彦一
３（１）土地の表示
所在　上野原市和見字丹野原
地番　５１番
地目　畑
地積　４５６平方メートル
（２）登記年月日番号
甲府地方法務局大月支局
明治４４年１０月１６日受付第１６１８号
（３）登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治４４年１０月１６日設定
小作料　１年２円５０銭
支払期　毎年１０月３０日
存続期間　２５年
永小作権者　北都留郡甲東村４５番戸
小俣彦一
４（１）土地の表示
所在　上野原市和見字丹野原
地番　５２番
地目　畑
地積　４４６平方メートル
（２）登記年月日番号
甲府地方法務局大月支局
明治４４年１０月１６日受付第１６１８号
（３）登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治４４年１０月１６日設定
小作料　１年２円
支払期　毎年１０月３０日
存続期間　２５年
永小作権者　北都留郡甲東村４５番戸
小俣彦一
５（１）土地の表示
所在　上野原市和見字丹野原
地番　５３番
地目　畑
地積　８３３平方メートル
（２）登記年月日番号
甲府地方法務局大月支局
明治４４年１０月１６日受付第１６１８号
（３）登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治４４年１０月１６日設定
小作料　１年２円
支払期　毎年１０月３０日
存続期間　２５年
永小作権者　北都留郡甲東村４５番戸
小俣彦一
６（１）土地の表示
所在　上野原市和見字丹野原
地番　８２番
地目　山林
地積　４１３平方メートル
（２）登記年月日番号
甲府地方法務局大月支局
明治４４年１０月１６日受付第１６１８号
（３）登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治４４年１０月１６日設定
小作料　１年７０銭
支払期　毎年１０月３０日
存続期間　２５年
永小作権者　北都留郡甲東村４５番戸
小俣彦一
７（１）土地の表示
所在　上野原市和見字丹野原
地番　８２番乙
地目　山林
地積　８５平方メートル
（２）登記年月日番号
甲府地方法務局大月支局
明治４４年１０月１６日受付第１６１８号
（３）登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治４４年１０月１６日設定
小作料　１年３０銭
支払期　毎年１０月３０日
存続期間　２５年
永小作権者　北都留郡甲東村４５番戸
小俣彦一